

医療法人東樹会あずま老人保健施設

短期入所（介護予防短期入所）療養介護【重要事項】

1 事業の目的と運営の方針

事業の目的	短期入所療養介護は、介護を必要とする高齢者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師による医学的管理の下、看護、介護、リハビリテーション、栄養管理、必要な医療と食事、入浴などの日常サービスまで併せて提供を行い、同時に家族の介護負担軽減を図ることを目的とした事業です。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者さまの尊厳を守ります。・質の高いチーム医療・介護を実践します。・知識・技術の向上に努めます。・地域と社会に貢献します。・全職員が誇りをもって働く職場づくりを実践します。

2 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	員数	職務内容
施設長(医師)	1名以上	医学的管理
支援相談員	1名以上	支援相談
介護職員	24名以上	介護
看護職員	10名以上	医学的看護
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上	リハビリテーション
介護支援専門員	1名以上	ケアプランの作成
事務職員	適当数	事務・相談援助
管理栄養士	1名以上	栄養管理

3 短期入所療養介護の内容

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
栄養管理	<ul style="list-style-type: none">・管理栄養士の立てる献立表により、利用者さまの栄養状態や身体状況に配慮した食事を提供します。
排泄	<ul style="list-style-type: none">・利用者さまの状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切に援助します。
入浴	<ul style="list-style-type: none">・一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者さまには特別浴槽で対応します。・利用者さまは週に2回ご利用いただきます。短期入所ご利用期間中のご入浴をご希望の場合は、支援相談員までお申出ください。

離床、着替え整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツの交換は、週1回実施します。
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別リハビリテーションを提供します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師による回診を行い、健康管理に努めます。 ・また、緊急等必要な場合には協力医療機関等に引継ぎます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者さま及びご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションやクラブ活動、行事を企画します。 <p>※レクリエーション・クラブ活動等の材料費は、法定給付外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関する行政手続きに対して必要な援助をします。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・ご希望により、ご自宅と施設間の送迎業務を行います。 ・自然災害(大雪・台風・水害・地震など)等でやむを得ず送迎業務を行えない場合がありますのであらかじめご了承ください。 <p>(注) ご利用日の当日、午前8:00の段階で暴風警報が発令している場合は施設車両による朝の送迎業務は中止となります。</p>

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・昼、夕は3種類、朝食は2種類の選択メニューをご用意しております。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 <p>(食事時間) 朝食 8:00~8:40 昼食 12:00~12:40 夕食 18:00~18:40</p>
洗濯物の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・週3回(月・水・金)委託業者との契約により、1ネット1,000円にて委託洗濯がご利用になります。 ・クリーニングとは異なります。高価な衣類や縮みやすい衣類は対応できませんのでご注意ください。

4 利用料その他の費用の額

(1) 介護保険給付サービス

区 分	利 用 料	摘 要
①介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	805円/日 856円/日 923円/日 981円/日 1,037円/日	従来型個室
②介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	887円/日 940円/日 1,009円/日 1,065円/日 1,124円/日	多 床 室

③在宅復帰・在宅療養支援機能加算	55 円/日	・国が定めた入所者の在宅復帰率等の算定要件を満たした場合
④夜勤職員配置加算	26 円/日	・夜間帯を通じて看護職員が配置されている場合
⑤サービス提供体制強化加算 I	24 円/日	・介護職員の介護福祉士有資格者の割合が多い場合

(2) 予防給付サービス

①介護予防短期入所療養介護費(i) 要支援 1 要支援 2	619 円/日 776 円/日	従来型個室
②介護予防短期入所療養介護費(ii) 要支援 1 要支援 2	655 円/日 827 円/日	多床室
③在宅復帰・在宅療養支援機能加算	55 円/日	・国が定めた入所者の在宅復帰率等の算定要件を満たした場合
④夜勤職員配置加算	26 円/日	・夜間帯を通じて看護職員が配置されている場合
⑤サービス提供体制強化加算 I	24 円/日	・介護職員の介護福祉士有資格者の割合が多い場合

(3) 介護給付・予防給付共通サービス

①個別リハビリテーション実施加算	257 円/日	・専門職によるリハビリテーションを行う場合(20 分以上/回)
②緊急短期入所受入加算	97 円/日	・利用者さまの状態やご家族等の都合により緊急に短期入所を受けることを必要と認め、受け入れを行った場合
③重度療養管理加算	129 円/日	・要介護 4 又は 5 であって手厚い医療が必要な状態にある方に医学的管理を行った場合
④送迎加算	197 円/片道	・送迎を行った場合
⑤療養食加算	9 円/回	・心臓病食、腎臓病食、糖尿病食など
⑥緊急時施設療養費 (1)緊急時治療管理 (2)特定治療	554 円/日 特定の医療行為について 老人医科診療報酬点に定める点数に 10 円を乗じて得た額を算定	・緊急治療や特定治療が必要となった場合

介護職員処遇改善加算	・別途、基本サービス費に各種加算をえた 1 日当たりの総単位数に 7.5% を乗じた費用を加算
------------	---

- (注1) 上記は法定代理受領の場合で、介護報酬告示上の額の1割(利用者負担)の金額です。
金額を合算した場合、国で定められた利用者1割負担額の算出方式により円単位の誤差が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。法定代理受領でない場合は介護報酬告示上の額をご請求いたします。
- (注2) 一定以上の所得がある方は利用者負担が2割または3割の負担となります。「負担割合証」をご確認ください。
- (注3) 1か月に支払った介護給付サービスの利用者負担の合計額が、一定の上限を超えたときは、超えた分が市町村から払い戻されます。(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費)

(4) 介護保険給付外サービス

区分	利用料	摘要
①居住費	1,690 円/日	・従来型個室をご利用の場合
	570 円/日	・多床室をご利用の場合
②食 費	600 円/食	・「食材費」+「調理費相当」
③日用品費	230 円/日	・歯磨き粉・シャンプー・タオル・バスタオル・ティッシュ ・おしぶり・ヘアブラシ・石鹼等
④教養娯楽費	180 円/日	・レクリエーション・クラブ活動等材料費（折り紙・画用紙・絵の具・粘土・クレヨン等の品代）、活動諸経費、講師の謝金等
⑤特別な室料	1,320 円/日	・個室
	880 円/日	・2人室
⑥電気料金	55 円/1 品	・携帯電話・充電式髭剃りなど
⑦洗濯料金	1,000 円/1 ネット	・洗濯物を業者委託した場合にかかる費用

(注1) 上記①～⑦は利用者さまのご希望に応じて、必要となる料金です。

(注2) ③・④は施設で用意するものをご利用いただく場合に必要となる費用です。

※利用者さままでご用意される場合はお申出ください。

5 通常の送迎の実施地域

送迎の実施地域	名古屋市(港区・熱田区・中川区・南区)
---------	---------------------

6 施設利用に当たっての留意事項

来訪・面会	・平日は、午前10時より午後7時、土日祝日は、午前10時より午後5時となります。 来訪者は面会時間を遵守し、その都度1階事務室に設置されている面会簿にご記帳ください。又、食品衛生上好ましくない食べ物の持ち込みや他の利用者さまに感染をきたす恐れのある疾病（インフルエンザ等の風邪症状など）を有する方及び他の利用者さまに迷惑のかかる行為を行う方のご面会は原則禁止といたします。
外出	・外出の際には、医師の許可が必要となりますので、2日前までに1階事務室にてお申込みください。ご家族の付き添いにて外出をしていただくこととなります。
医療機関への受診	・短期入所療養介護ご利用期間中の主治医はかかりつけ医となります。主治医及び他の医療機関への受診をご希望の際は、支援相談員までお申出ください。 ・協力医療機関以外への受診や利用者さま、ご家族の希望による受診の場合、搬送にかかる費用（介護タクシー等の利用料金）は利用者さま負担となる場合があります。

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供等により事故が発生した場合は利用者さまに対し、必要な措置を講じます。医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は協力医療機関または他の専門的医療機関での診療を依頼します。 身元引受人等へ速やかに連絡をするとともに必要に応じ行政機関に対しても報告します。
居室移動	<ul style="list-style-type: none"> 施設療養上の都合により、居室の移動を行うことがありますのであらかじめご了承ください。
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の居室や設備、備品は本来の用法にしたがって大切にご使用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所ご利用中の飲酒・喫煙はお断りしております。あらかじめご了承ください。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> 騒音等、他の利用者さまの迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者さまの居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活に必要な最小限とし、利用者さま及びご家族の責において管理してください。
現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、利用者さま及びご家族の責において管理してください。
宗教活動・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> 施設内で他の利用者さまに対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> 施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
第三者評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> 無
保険証等	<ul style="list-style-type: none"> 入所中は、介護保険被保険者証、後期高齢者医療資格確認証をお預かりします。福祉給付金資格者証(お持ちの方)は、有効期間が更新された場合に必ず1階事務室にお預けください。 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方はご提示ください。ご提示頂けない場合には減額の対象となりません。(ご提示いただいた月から減額の対象となります)
ご利用のキャンセル	<ul style="list-style-type: none"> ご利用をキャンセルされる場合には、出来るだけ早く支援相談員までご連絡ください。 ※キャンセル料は頂いておりません。

7 介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関する留意事項

介護・診療情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ご自身の症状やケアについて質問や不安がある場合には、医師、看護師、支援相談員に質問し、説明を受けてください。特別な手続きは必要ありません。
介護・診療情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、医師または「1階事務室」に開示をお申出ください。開示・謄写には必要な実費を頂きますので、ご了承ください。
個人情報の内容 訂正・利用停止	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報をいいます。 当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は内容の訂正・利用停止を求めるすることができます。個人情報保護相談窓口にお申出ください。
個人情報の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。 サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携のために個人情報を利用することができます。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することができます。当施設は卒後医師臨床研修施設および看護、介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医および看護、介護、医療専門職等の学生等が診療、看護、介護などに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更	<ul style="list-style-type: none"> 居室における氏名の掲示を望まない場合や、電話あるいは面会者からの部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申出ください。 一度出されたご希望をいつでも変更することができます。
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ご質問やご相談は、以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。 個人情報保護相談窓口 1階 事務室 支援相談員

8 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約方法	<p>利用を希望される月の前月1日、午前10時よりお電話にて受付をさせていただきます。</p> <p>※土日祝日の場合は、翌平日となります。</p> <p>〈予約受付電話番号〉TEL 052-654-0700</p>

9 非常災害時対策

非常時の対応	別に定める「あずま老人保健施設消防計画」により対応を行います。			
平常時の訓練等防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施 「水防法」に基づく避難訓練を年1回実施 			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	11個所
	避難階段	2個所	屋内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	40個所	漏電火災報知機	有
	避難器具	有	非常用電源	有
カーテン・カーペット等は防煙性能				

10 虐待防止のための措置に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。 虐待防止の指針を整備します。 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。 上記を適切に実施するための担当者を置きます。

11 身体拘束等の適正化の措置に関する事項

- ・当施設は原則として利用者さまに対し身体拘束を行いません。
- ・利用者さまの生命もしくは身体を保護するため、切迫性、非代替性、一時性の3つの要素の全てを満たした場合のみ利用者さま及びご家族への説明、同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- ・身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ・身体拘束防止の指針を整備します。
- ・従業員に対し、身体拘束防止のための研修を定期的に開催します。
- ・上記を適切に実施するための担当者を置きます。

12 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療機関の名称	独立行政法人労働者健康安全機構 中部労災病院
開設者	理事長 大西 洋英
所在地	名古屋市港区港明一丁目 10 番 6 号
電話番号	TEL 052-652-5511
診療科	内科、神経内科、外科、精神科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、眼科、歯科他
入院設備	ベッド数 556 床
救急指定の有無	有

13 苦情等申立窓口

あづま老人保健施設 ご利用相談窓口	窓口担当者 1階事務室 支援相談員 ご利用時間 每日午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分 TEL 052-654-0700
名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	TEL 052-959-2592
愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課	TEL 052-971-4165